保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.14)

- 1 日 時 令和 5 年 1 0 月 1 2 日 (木) 午前 1 0 時 0 7 分 開会 午前 1 0 時 5 6 分 閉会
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員(10人)

委 員 長 上 直 樹 副委員長 小 宮 けい子 村 委 員 日 野 雄 委 員 西 田 委 眞智子 員 子 秀 委 員 金 Ш 本 委 員 石 裕 委 員 伊藤 淳 一 白 上 しんご 委 員 荒 委 員 井 JIL 徹

- 4 欠席委員(0人)
- 5 出席説明員

保健福祉局長 総務部長 星之内 正 武 藤 朋 美 毅 障害福祉部長 障害福祉企画課長 西 尾 典 弘 樋口 聡 健康医療部長 河 端 隆 保険年金課長 世利徳啓 外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 有 永 孝 委員会担当係長 梅 林 莉 果

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第164号 健康保険証の存続を求める意見書	継続審査とすることを決定した。
	の提出について	
	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生き	伊持知見みと明済次型のしむり
2	る北九州市づくりに関する条例の一部改正に対	保健福祉局から別添資料のとおり
	する市民意見の募集について	報告を受けた。

8 会議の経過

(陳情第164号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上直樹君) それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、保健福祉局から1件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第164号、健康保険証の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。保険年金課長。

〇保険年金課長 それでは、御説明いたします。

今年の6月2日のマイナンバー法等の改正案の可決成立によりまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証といいますけれども、こちらについて、現行の健康保険証は令和6年秋に廃止されるということが決定しているところでございます。

今回の陳情の趣旨でございますけれども、マイナンバーカードの誤交付や、別人の情報への ひもづけ、あと医療機関窓口での資格確認におけるトラブルなどが全国で確認されている現状 を鑑みまして、現行の健康保険証が廃止された後、国民が安心して保険診療を受けられなくな るおそれがあるということで、健康保険証の廃止は行わずに存続するよう意見書の採択を求め ているものでございます。

マイナンバーカードでございますが、現在、国におきまして、希望する全ての国民に行き渡るように全力を尽くして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進、また、令和6年秋の保険証の廃止が円滑に進むように取組が進められているところでございます。あわせまして、データの総点検や修正作業をはじめ、医療現場での負担の取扱い、窓口対応の円滑化、あとマイナンバーカードや資格確認書の取扱いの環境の整備、こういった措置を来年秋までに完了させていくとされているところでございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、北九州市が所管しております国民健康保険だけでなく、被用者保険を含めた公的医療保険制度全体に関わるものでございまして、国が関係法令を定めて実施しているところでございます。このことから、北九州市としましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

〇委員長(村上直樹君)では、陳情の審査を行いますが、本件は意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する御意見などをお願いいたします。また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思います。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、陳情に対する意見や執行部への質問はありませんか。荒川委員。

〇委員(荒川徹君) それでは、私は、この陳情の趣旨について、先ほどの口頭陳情の内容も含めて全面的に賛同したいと思います。

それで、先ほど口頭陳情の中でも述べられましたし、文書表にもありますが、情報が本人と違う情報とつながっているというようなことを含めて、これはやはり一人一人の命に関わるような問題もあると思いますので、そういう点からも、この陳情の趣旨に全面的に賛同したいと思います。

そこでお伺いしますが、医療機関の窓口で様々なトラブルが生じているということがありましたが、北九州市が所管している国民健康保険についてそのようなトラブルがこれまで確認されていないのか、あるいは、情報をひもづけするのは人間がやるわけですから、絶対に今後間違いなく正確にできると言い切れるのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

- **〇委員長(村上直樹君)**保険年金課長。
- ○保険年金課長 今のお尋ねでございますけれども、まずトラブルの状況でございます。

医療現場での実態でございますが、医療機関や市民の方からの問合せ、実際にこういったケースはあってございますので、それを通して把握しているというのが現状でございます。トラブルの事案でございますけれども、各保険者、当然病院には国民健康保険の方だけではなくいろんな健康保険加入の方がいらっしゃっておりますけれども、そういった各保険者のシステムに起因するようなケースもあってございます。そういった状況でございますので、特に、本市の国保の窓口で全ての事案というのは実は把握できていません。

トラブルの例としては、国保に関してでございますけれども、実際に把握できたのは、例えば限度額の情報が確認できなかったというケースもありますが、実は調べてまいりますと、保険料の滞納があってオンライン資格確認が利用できない方だったと、そもそも対象になっていないという方もいらっしゃいましたし、あと、ちょうど8月に限度額認定証、例えば入院だとか窓口で高額になった場合、限度額を証明する証書があるんですけれども、ちょうどこの時期に問合せが集中した場合に、従前、7月まで持っていた限度額認定証の状況と違うというようなお問合せもいただいておりましたが、この大半が、例えば所得の申告をしていなかった、そのために前年度と状況が違うというケースもありました。こういった方については、所得の申告を改めてしていただくことで、正しいというか、御本人さんが思っていた限度額と一致するというような状況があっております。あと、振り仮名の誤りということもありましたので、こ

ういった分に関しては必要に応じて、例えば本市であれば区役所の市民課を御案内したりとい うケースはございます。

あともう一点、ひもづけ誤りの御指摘をいただいておりますけれども、北九州市といいますか、国民健康保険の場合は、基本的に住民登録がないとまず国保の加入というのはできません。 国保の加入手続に当たっては、窓口で手続をしていただく際に、原則として手作業を介することなく、システム間で連携して、住民基本台帳の情報からマイナンバー情報を取得いたしますので、こういったミスというのは起こり得ない状況になっております。

ただ、特例の加入が当然ございます。例えば、市外の福祉施設に入所する方、住民票としては転出いたしますけれども、市外に移してそこに加入される方、あと、大学生がメインですけれども、親元を離れ住民票の転出を伴って一人暮らしで転出される方、こういった方々は市内に住民登録はございませんけれども、特例加入ということで加入してございます。こういった方々の場合は、マイナンバーと健康保険証、いわゆるひもづけ作業を手作業で行うことになりますけれども、国から調査依頼がありました5月の末時点で446件、その後、先月末までの間にさらに12件増えておりますが、今現在、458件の方がこういった特例加入でございますけれども、全件間違いないことは確認をしてございますので、こういった問題は今のところ起きてございません。以上でございます。

- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **○委員(荒川徹君)**今、北九州市の所管している国民健康保険についてお尋ねしましたが、それ以外に社会保険、被用者保険に加入されている方もたくさんいらっしゃるわけですが、これは直接の所管ではないわけですけども、いわゆる市民という観点から見たときに、市のほうにもいろいろ相談とか苦情とかそういうものが寄せられているんじゃないかと思いますが、その辺の状況で今分かることがあれば教えていただきたいと思います。
- **〇委員長(村上直樹君)**保険年金課長。
- ○保険年金課長 お尋ねの、社会保険、被用者保険の方でございます。

確かに、私ども区役所の国保年金課で情報が分かるのは国民健康保険の加入の方のみになる んですけれども、昨今こういったお問合せがあっているのは事実でございますので、窓口ない しは電話もそうですけれども、御相談いただいたケースについては全て内容をお聞きして、会 社の保険に入っているという方も結構いらっしゃいますので、その場合は、問合せの窓口、会 社なのか、また協会けんぽであれば協会けんぽの窓口、こういったところを御案内しておりま す。ですので、国保以外の方なので対応ができませんということで、していないのが現状でご ざいます。以上です。

- 〇委員長(村上直樹君) 荒川委員。
- **〇委員(荒川徹君)** 今ちょっと説明してもらいましたけど、市のほうに寄せられている苦情や 相談の件数が、どれぐらいあるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

- **〇委員長(村上直樹君)**保険年金課長。
- **〇保険年金課長** 窓口での問合せは多岐にわたっておりますので、具体の件数というのは実は 把握ができておりませんが、今年の6月頃に報道が集中したときには、各区役所、そして私ど も保険年金課のほうに、日によりますけれども、10件から20件の問合せがあったことはござい ます。最近は、週に1件あるかないかというのが現状でございます。

問合せの内容は、特に6月の頃はポイントの話が実は多くございまして、健康保険の話ではないんですけれども、そういったことに関してはポイントの問合せの窓口、あと先ほど申し上げたような、例えばひもづけをした場合に保険証が来なくなるんだろうかというようなお問合せもいただいておりますが、これは来年の秋廃止ですので、まだ当面の間は今の保険証が続きますといった御説明をしているところでございます。以上です。

- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- ○委員(荒川徹君)分かりました。

最後に、マイナ保険証への切替えに伴って、生活保護を受給されている方で、マイナ保険証、 マイナンバーカードを持っていない方等の対応はどうなるか、これは市のほうでどう考えてい るか教えてください。

- 〇委員長(村上直樹君)総務部長。
- ○総務部長 生活保護受給者の医療へのアクセスでございますけれども、こちらにつきましてはもともと、医療券を交付して、その医療券を持参して受診していただいて、その医療券に代えてマイナンバーカードで本人確認をするという仕組みということで、いわゆるマイナ保険証とは少し意味が違うものでございますけれども、いずれにしても、マイナンバーカードでの本人確認という仕組みを令和6年3月から実施するということで、私どもは必要なシステム改修等を行っております。ただ、マイナンバーカードを取得されていない方につきましては、従来どおり私どもの福祉事務所で医療券を交付して、その医療券を持って医療機関に受診していただくという仕組みは継続するということにしております。以上でございます。
- 〇委員長(村上直樹君) 荒川委員。
- **〇委員(荒川徹君)**分かりました。

いずれにしても、一番最初に申し上げたように、この陳情の趣旨について、口頭陳情の内容 も含めて全面的に賛同したいということを申し上げて終わります。

- **○委員長(村上直樹君)**そのほか意見、質問はありませんか。井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)** それでは、お伺いします。先ほどの執行部の説明について、確認させてください。

先ほど荒川委員からも質問がありましたけれども、様々なトラブルがあったということで、 それに対して国も何らかの対応をしていると思うんですけれども、先ほど、今回のマイナ保険 証への切替えについては国保だけでなく被用者保険全体に関わるので国の動向を注視したいと いうお話がありました。それで、こういったトラブルについて恐らく原因を調査して、特に10 割負担になったというケースは非常に深刻だと思うんですけれども、こういったトラブルを起 こさないための対応、システム改修したとか国からの情報提供なり報告があったかどうかにつ いて1点お聞かせください。

それと、市が担当するというところで、国民健康保険証の部分だと思うんですけれども、今回、切り替わると今までの保険証は使えなくなりますよということも含めて、国保加入者の方というのは比較的年配の方が多いと聞いていますので、周知徹底とか丁寧な説明について、今現状どのように考えておられるのか聞かせてください。

以上2点、お願いします。

- **〇委員長(村上直樹君)**保険年金課長。
- ○保険年金課長 まず1点目の、トラブルといいますか、機器の改修のところでございますけれども、私どもは一保険者としての立ち位置でございますので、具体的な改修の報告まではまだ受けてございません。ただ、全国的にも今課題になっておりますし、こういった事案があるというような情報共有というのは国保連合会を通じていただいております。また、今年の4月から本格的な運用が始まって、まだ半年程度というところもございますので、今後もいろいろと不安になるような事象が出れば、国保連合会や県を通じて国に上げていきたいと考えているところでございます。

あと、マイナ保険証への切替えに伴う周知でございますけれども、先ほども申し上げましたように、今年の6月、改正法が成立してございます。ただ、その後の細かい部分、先ほどちょっとお話でもありましたが、資格確認証等の運用について、国からの通知が残念ながらまだ届いていない状況でございます。ですので、今時点でどういうふうにするかという皆さんへの周知内容がまだ確定できていないところでございますので、国の通知が届き次第、検討の上、速やかに周知を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

- **〇委員長(村上直樹君)**井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)**分かりました。

自分もマイナ保険証への切替えということで、自分とかは本当に、ポイントがもらえますよというふうな程度で切替えをしたという経験があったんですけども、こういったトラブルがその後起きているということで、それに対する不安など、このアンケートにもありますように、医療現場でもこういった心配の声があるんだなということを改めて知りました。

恐らく国も資格証明書みたいな形で紙ベースでも対応できますよとか、実際、10割負担にならないように、申立書を出せば対応してくださいというふうな、そういった声を受けた対応もされているというふうには見受けられるんですけれども、国から通知もまだ来ていない状況で、使えなくなりますよということで、もうちょっと慎重にやったほうがいいのかなと感じました。そういった現場の声を国に伝えて、先ほども、一保険者として県を通じて上げていくというこ

とでお話がありましたし、それはぜひやってもらいたいと思いますけれども、議会としてもこ ういった意見を国に上げていくということは大事かなと思いましたので、意見とさせていただ きます。以上です。

- **○委員長(村上直樹君)**そのほか意見、質問はありませんか。伊藤委員。
- **〇委員(伊藤淳一君)**要望なんですけど、私もこの保険証の存続を求める意見書を提出いただきたいという今回の陳情書に全面的に賛成する立場です。

そもそもマイナンバーカードは任意なんですよね。保険証をひもづけするなんて話はもともとなくて、途中から突然出てきたわけですけども、実質的にこのマイナ保険証をひもづけることによって強制化してしまうという、そこの矛盾が制度そのものにあるわけですよ。そういった意味では、とんでもないなと思うし、そもそも利便性等を市民、国民の皆さんが実感できないといったところで、幾らマイナポイントとか付与するようなキャンペーンを行ってもまだまだ普及はしていないという、政府は全員に取得させたいんだろうけど、直近のデータでもまだ7割台ぐらいですよね。

それと、もう一つ問題なのは、今の保険証で全然問題ないわけですよ。変えることによって、 利便性どころか、報告があったように、いつでもどこでも誰でも安心して保険医療が受けられ るという今の状況が崩れるという変な現象が起きているといったところで、国へ現行の健康保 険証の存続を求めると。当然だと思うんですよね。とにかく問題ないわけですから。何ら今と 変わらないし、医療機関の窓口、それから保険調剤薬局の窓口もいろいろシステムを入れたり しなくてもいいわけで、改修もしなくていいわけで、そういった意味でも、私は現行の保険証 を存続するという意見を国に求めていくというところでは賛成したいと思います。以上です。

○委員長(村上直樹君)そのほかありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、保健福祉局から、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに 関する条例の一部改正に対する市民意見の募集について報告を受けます。障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 それでは、お手元のタブレットに配付しております報告資料、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例、通称障害者差別解消条例の一部改正に対する市民意見の募集について御説明いたします。

なお、資料の説明に当たりましては、ページ中央一番下にあります大きめのフォントのペー

ジ、1番から21番まで通しの番号を振っておりますけども、こちらでページ番号を説明させていただきます。

それでは、1ページ目を御覧ください。

障害者差別解消条例の一部改正につきましては、7月13日の常任委員会において、改正の方向性や検討状況を御報告申し上げましたが、今回、附属機関である北九州市障害者施策推進協議会に諮問し、同協議会での審議の後、8月25日に答申を受けました。これを踏まえて、本条例の一部改正について、市民意見の募集、パブリックコメントを実施することになりましたので、御報告いたします。

それでは、1、経緯について御説明いたします。

北九州市では、共生社会の実現に向けた取組として、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、相談や紛争解決などの手続を定めた障害者差別解消条例を平成29年12月に制定いたしました。このたび、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、その施行日が令和6年4月1日と定められました。これに伴いまして、北九州市障害者差別解消支援地域協議会での議論や障害者団体との意見交換等を踏まえまして、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主とする法改正の内容や合理的配慮と環境の整備の関係性についての説明等が追加された、法の基本的な考え方を示す基本方針の改正内容、また、令和4年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容から、条例に反映すべき事項について、条例の条文の整備を行う方向で検討を進めてまいりました。

令和5年7月24日には、北九州市障害者施策推進協議会に諮問し、2回の審議の後、8月25日に答申を受けております。これらを踏まえまして、市民や事業者から意見を聴取するため、今回、パブリックコメントを実施いたします。

続いて、2ページ目を御覧ください。

2番目のところになりますが、2の条例改正の内容について御説明いたします。

これまでの議論や附属機関からの答申等の内容を踏まえまして、次のとおり条例の一部改正を検討しております。

(1)番目になりますが、事業者が行う合理的配慮に係る改正につきましては、現行条例の第8条関係になりますが、こちらは平成29年12月8日の条例制定時における附帯決議としていただいた事項をこのたび反映する形で、現行の努力義務規定を義務へと改めます。

また、(2)番目が、環境の整備に係る市・事業者の努力義務規定の追加になりますが、こちらも8条関係となりますが、混同しやすい合理的配慮との違いを説明するため、環境の整備の事例と市及び事業者に対する努力義務規定を追加いたします。

続いて3つ目、(3)専門相談員の育成に係る改正につきましては、第10条関係となりますが、 専門相談員の設置に加え、市が専門相談員の育成を行うことを追加します。 (4)障害のある人による情報の利用しやすさの向上に係る基本理念の追加につきましては、第3条の関係になりますが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に規定される、地域にかかわらず等しくといった点や、障害のない人が取得する情報と同一の情報を、障害のない人と同一の時点において、必要とする情報を十分に取得し利用できるようにといった2つの基本理念を追加します。

次に、5番目になりますが、(5)障害に加え、年齢や性別及び性的マイノリティーなど複合的な差別に関する基本理念の改正につきましては、第3条関係になりますが、子供や女性及び性的マイノリティーを含めた複合的な状況に置かれた障害のある人に対しては、個々の状況に応じた配慮が必要であることから、条例の基本理念を改めます。

なお、参考としまして、11ページ以降に現行の条例を掲載しております。

続いて、3番目の北九州市障害者施策推進協議会による審議、答申について御説明いたします。

附属機関である北九州市障害者施策推進協議会からは、主に次の答申を受けております。まず、周知啓発に関しては、障害を理由とする差別は本人及びその家族等にも深い影響を及ぼすことを市民一人一人が認識することが不可欠であることを十分に認識し、啓発活動に取り組むこと、2つ目が、環境の整備に関しては、できる限り環境の整備の具体的な事例を取り入れ規定すること、また、事業者等への周知を行う際は、環境の整備と合理的配慮の違いについて理解促進を図るよう留意すること、3つ目が、専門相談員の育成に関しては、相談対応を行う相談員や関係する職員が、法や解決事案に関する知識や、当事者間を調整する能力、障害特性に関する知識などを習得できるよう、その育成に取り組むことなどといった御意見をいただいております。

続いて4つ目の、今後のスケジュールについて御説明いたします。

パブリックコメントを10月13日から11月13日までの約1か月の間実施しまして、その結果を 11月の常任委員会で御報告する予定としております。改正議案につきましては、令和6年2月 議会に提出させていただき、令和6年4月1日の改正条例の施行を予定しております。

続いて、3ページを御覧ください。

3ページから10ページまでが、パブリックコメントの公表資料となっております。

3ページは、募集要項となっております。3の意見の提出方法につきましては、今回、電子申請での回答も可能としておりまして、また、障害のある方への情報保障としましては、点字版の資料のほか、あとは文章の読み上げに対応したテキスト版の資料の作成を実施いたします。

続いて、4ページを御覧ください。

4ページには、条例の一部改正の内容を記載しております。改正の内容につきましては先ほ ど御説明したとおりとなりますが、現行条例のどの部分の条項に該当するかなどを補記しまし て、変更する部分をさらに下線で示すという形にしております。 続きまして、5ページを御覧ください。

5ページから7ページまでが、条例の一部改正に関する概要説明となっております。先ほど 御説明いたしました障害者差別解消法の改正及び基本方針の改正、こちらの内容や、あとは6ページを御覧ください。

こちらで、先ほどの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について の御説明と、その下の3として、国のこうした動向を受けた北九州市の条例の一部改正の考え 方について、図などを用いて全体の概要説明を加える形でお示ししております。

続いて、7ページを御覧ください。

7ページは、これまでの検討経過として、条例の改正に向けた障害者差別解消支援地域協議会での協議や、障害者団体からの意見聴取、また、附属機関への諮問、答申といった検討の経過をお示ししております。また、先ほど御説明しました今後のスケジュールも、併せて5としてお示ししております。

続きまして、8ページを御覧ください。

8ページ、9ページになりますが、こちらは6の条例改正前、現行の条例の概要となります。 各章の説明を記載しておりまして、その中で、条例の改正が必要と考えております部分につい て下線を引いております。

続いて、10ページを御覧ください。

10ページが、意見の提出の用紙となっております。こちらの意見の提出用紙を使わずとも、任意の様式で意見についてはお出しできるようになっております。

以上、3ページから10ページまでがパブリックコメントの公表資料となっておりまして、11ページ以降が本委員会の参考資料となっております。

まず、11ページになりますけども、こちらは附属機関である北九州市障害者施策推進協議会からの答申をつけております。

また、12ページを御覧ください。

こちらは、先ほど御説明しました現行の改正前の条例の全文という形で、今回参考として添付しております。

以上で障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例、通称 障害者差別解消条例の一部改正に対する市民意見の募集について説明を終わります。

○委員長(村上直樹君)ただいまの報告に対し質問、意見を受けます。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員(荒川徹君) ちょっとお尋ねしますが、1つは、合理的配慮が法改正で努力義務から義務になったということで、これを条例上明記するということですよね。これはこれでいいんで

すが、合理的配慮と環境の整備の関係性ということで、これは具体的にどういうことなのか、 説明してもらえますか。

それと、環境の整備については例示するというふうになっていますけど、これは条例上何か 例示するのか、ほかに実施要領とか何かそういう形で具体的な例を示すということなのか、そ こを教えていただけますか。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- ○障害福祉企画課長 御質問を2ついただきました。

合理的配慮と環境整備の関係性のところになりますけども、合理的配慮のところのまず御説明になりますが、合理的配慮というのは、いわゆる障害のある方がその場で申出をして、それに対して事業者側が何かしらの対応をするといったところになります。一方で、環境の整備というのは、事前の措置として、例えばですけども、段差があるところに対してスロープを設けるような工事を前もって行っておく、要は利用者の方全員に対してそういった措置を講じるといったものが環境の整備になりますので、合理的配慮のようにその場で個人からの申出に対応するといったところとの違いがございます。

あと、条例上の事例の提示につきましては、今、条例の中に項目として挙げるといったこと を考えております。具体的な事例はパンフレット等になりますけども、項目的なところ、考え 方といったところを条例に盛り込みたいと考えております。以上でございます。

- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **〇委員(荒川徹君)**分かりました。

それから、いわゆるアクセシビリティ・コミュニケーション法の改正を受けて、条例に反映 すべき点の整理ということなんですけど、これは基本理念に追加するということですが、この 法改正を受けて、具体的な措置としてはどんなことが考えられるんでしょうか。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** 障害者情報アクセシビリティ施策推進法の反映につきましては、実際に 今回の理念に追加することによってどういう形で状況が変わってくるかというところになりますけども、基本的には、障害のある方への情報等の保障についての取組といったところが変わってくる形になります。例えば医療機関への通院や社会参加、そうしたところでの手話通訳者といった方の育成や派遣、現在行っておりますけども、あと要約筆記の方、そういった方の派遣を行うことによって、社会参加のときにスムーズに情報交換が行えるといったところを保障していくような形になっております。

また、それ以外にも、例えば情報を提供するときに、今回の資料のように点字資料や、また文字データの提供、こういうことを行うことによって、聴覚障害のある方や目の悪い方、そういった方に対して拡大文字を使ったり音声で読み上げをすることによって情報をお伝えするといったところの施策に取り組んでいくような形になっております。以上でございます。

- 〇委員長(村上直樹君) 荒川委員。
- ○委員(荒川徹君)分かりました。

それから、専門相談員の育成に係る規定の改正なんですが、市が専門相談員を育成すること を定めるとなっておりますけど、今、専門相談員の現状はどんなふうになっていますでしょう か。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** 現在、専門相談員につきましては、私たちの障害福祉企画課内になりますけども、そちらに1名置いて、今現在、窓口として対応しております。その際には、当然、すぐ横に職員や係長等がおりますので、何か困難な事案等があればすぐに共有できるような体制で対応しております。以上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **○委員(荒川徹君)**じゃあ、今1人いるのを育成するというのは、ほかの職員の方を専門相談員として研修したりするということなのか、それとも、例えばいろんな団体とかに専門相談員を配置するみたいなことになるんですかね。そこを教えていただけますか。
- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** 専門相談員の育成につきましては、現在おります専門相談員のスキル向上を図るために、例えば今、国のほうで対応マニュアルというものを整備している状況にございまして、そうしたところに基づいて、さらなるスキルの向上を図るといったところを予定しております。以上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **○委員(荒川徹君)**分かりました。私も加齢性難聴でなかなか聞き取れないので、正確に聞き 取れていないところもありますが、大体のことは分かりました。

それで最後に、子供や女性及び性的マイノリティーを含めた複合的な状況に置かれた障害のある人に対してというところがありますが、これは子供や女性及び性的マイノリティーの方々が困難な状況に置かれているという意味なのか、それとも、困難な状況に置かれている子供や女性や性的マイノリティーの方々ということなのか、ここを教えていただけますか。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** ここの子供や女性及び性的マイノリティーを含めた複合的な状況に置かれた方というのは、どちらかというと差別に関して受けやすいといった状況にございますので、こうした方々を対象とするという意味になっておりまして、なので、子供や女性及び性的マイノリティーを含めた障害を理由とする差別を受けやすい方、そういう理解をしていただきたいと思います。以上でございます。
- 〇委員長(村上直樹君) 荒川委員。
- **○委員(荒川徹君)**じゃあ、子供とか女性とか性的マイノリティーの方々が一般的に困難な状

況に置かれているという判断ですかね。ということで、そういう方々に対する配慮という意味 なんですかね。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** 現在置かれているかどうかに関しては、その状況に応じます。置かれやすいので、そこに対する支援に力を入れるというところですね。そこを慎重を期して対応していかなければならないといったところ、要は複合的な要素がございますので、単純に障害を理由とする差別だけではない要因というのも考えられますので、そうしたところも配慮しながら、いろいろな相談に応じてそれぞれ対応を行っていくという考えになっております。以上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **○委員(荒川徹君)**そのあたりがどうも読んでいてよく私自身が理解できないところがあるんですね。障害を持たれている子供さんとか障害を持たれている女性とか障害を持たれている性的マイノリティーの方に対して必要な措置、支援とかをやっていくという意味なのかということを聞きたかったんですけど。すいません、ちょっと耳が悪いもので。
- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** そうした方に対する相談の支援に力を入れるといったところになって おります。以上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)** 荒川委員。
- **〇委員(荒川徹君)**分かりました。またパブリックコメントの結果が出てから議論したいと思います。
- **〇委員長(村上直樹君)**そのほか質問、意見はありませんか。伊藤委員。
- **〇委員(伊藤淳一君)** 同じところなんですけど、私も気になっていた表現なんですけど、ここを読むと、性的マイノリティーを含めた複合的な状況に置かれた障害のある人という表現ですけど、これだと、性的マイノリティーそのものが障害のある人というような意味に捉えられると思うんですけど、その辺に違和感があるんですけど。
- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** こちらの表現は、年齢や性別及び性的マイノリティー、そこまでが一つのつながりになっておりまして、そうした複合的な要素を持たれる方が差別を受けられた場合、それに関する基本理念を改正するということになりますので、年齢、性別と言ってしまうと、性別がどうしても男性、女性といったところの捉え方が多いので、そこで性的マイノリティーというところもきちんと今回踏まえた形でこの基本理念を改めるといった方向で、現状、検討を進めているところでございます。以上でございます。
- 〇委員長(村上直樹君) 伊藤委員。
- **○委員(伊藤淳一君)**だからこそ、もっとその辺は誤解のないような表現というのが、ここは

一工夫欲しいなと思います。説明を聞かないとよく分からないし、説明を聞いてもよく分からない。だから、読んで分かるような表現にしてもらえないですかね。お願いします。要望です。

- **○委員長(村上直樹君)**そのほか質問、意見はありますか。井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)**お伺いします。

自分も確認だけさせてもらいたいんですけど、先ほどの部分で、障害があって、かつ年齢が 子供であるとか、女性か男性か、またはトランスジェンダーとか、そういう障害がある人が、 さらに男性、女性とか性的マイノリティーとかで複合的に差別を受けやすいという意味でいい んですか。そこの確認です。

- **〇委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** 要因として複合的な要素が加わるといったところになります。確かに、 子供や女性に関しましては差別的な取扱いを受けるケースが多いという事実はございます。以 上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)** 井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)** 障害者に限ってということですか。一般論として女性や子供ということで言っているんですか。障害が前提で、さらにということですかね。
- **○委員長(村上直樹君)**障害福祉企画課長。
- **〇障害福祉企画課長** 今回の条例につきましては、障害者差別解消という形になっておりますが、前提として障害のある方という形になっております。以上でございます。
- **〇委員長(村上直樹君)**井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)**分かりました。さっきの表現をもうちょっと工夫していただけたらと思います。

それと、これからパブリックコメントをされるということで、さらに市民の方の意見を聞く ということですけど、ここに書いていますけども、障害者団体等から意見聴取してこの改正案 をつくりましたということが書いてあります。基本、今まで市とつながりがある団体とかそう いったところには意見を聞いて、そういった当事者の方の意見を反映して、今回の提案になっ ていると思うんですが、そういったことでいいのかというところの確認です。

それと、今回答申を2回ほど受けたということですけれども、この答申の中のICTの活用のところ、障害者情報アクセシビリティ等に関することで、今後、ICTの活用が進化、例えば、マイナンバーカードの活用などが重要な課題となるということで、どういうことを想定しているのか、マイナンバーカードをどう活用してアクセシビリティーに関係するのかなというところで、お答えいただけたらと思います。以上です。

- 〇委員長 (村上直樹君) 障害福祉企画課長。
- **○障害福祉企画課長** まず、意見聴取について、様々な団体から意見を聞いたかというところ になりますけども、こちらにつきましては、まず障害者団体としまして障団連、市内の40の障

害者団体が加盟している団体ですけども、そちらとの意見交換や、あと、協議に関しましては、 差別解消支援の地域協議会、こちらの構成員の方が28名いらっしゃいますけども、そういった ところから意見聴取を行った上で今回の諮問、答申という流れになっております。

また、諮問、答申のところのICTの活用のところで、情報アクセシビリティーに関することで、資料の11ページの一番下の4になりますけども、こちらのマイナンバーの活用等というところになりますけども、今、マイナンバーはマイナポータルがございます。そちらから様々な情報が発信できるといったところで、今後、マイナンバーの普及状況に応じてそういったところも活用ができるんじゃないかという意見として、1つ答申としていただいているといった状況にございます。当然、ICTの活用といったところはマイナンバーだけではなく、ほかのデジタル機材もいろいろございますので、そうしたところも含めた形での意見となっております。以上でございます。

- **〇委員長(村上直樹君)**井上委員。
- **〇委員(井上しんご君)**分かりました。
- ○委員長(村上直樹君) そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ⑩